

第10回 譲渡担保(3)・所有権留保

2017/11/29
松岡 久和

【流動財産譲渡担保】(351-373頁)

- Q10-01** 流動財産譲渡担保にはどのような機能があるか(351頁のCase 41)。
Q10-02 判例・通説が「集合物」概念を用いるのはなぜか。同じように「集合債権」を観念する必要はあるか。

I 流動財産譲渡担保の意義と機能

- ・流動財産譲渡担保：企業活動に伴い中身が絶えず入れ替わる在庫商品などの動産の所有権や売掛債権などの債権をまとめて譲渡担保の対象とするもの
機能：担保価値の集積と安定⇒融資を得る機会の拡大(中小企業金融の「生かす担保」)
←Asset Based Lending の考え方
設定者の企業活動の自由の保障：商品売却や債権取立てによる流動資金獲得
- ・流動財産譲渡担保の法的構成
集合物論：集合物を対象とする譲渡担保権が成立して対抗要件も集合物について具備可能。効力はその後の構成物に及ぶ(P I 388：乾燥ネギブレーク事件・通説)
両極の批判 分析論：伝統的一物一権主義に忠実。個々の財産上に譲渡担保権
集合物論徹底説(集合物論Ⅱ)：集合物に成立する譲渡担保権は固定化して初めて構成物に及ぶ
- ・債権譲渡担保では「集合物」概念は無用

II 流動財産譲渡担保権の設定と対抗要件

- Q10-03** まだ存在していない将来の物や債権にも譲渡担保権を設定できるか。
Q10-04 単体の譲渡担保の要件に加えて、流動財産譲渡担保でのみ問題になる要件はどのようなものか。

1 設定契約

(1) 設定契約の有効性

- ・将来の財産権の現時点での譲渡可能性を広範に肯定(判例・通説)
8年余の診療報酬債権につき有効性を肯定(百Ⅱ27=PⅡ97) ←不発生は契約責任問題
- ・特別の要件①：**対象の特定性**(物権として必要な性質)
動産：種類・所在場所・数量(P I 388；量的指示だけでは不足、P I 389；「家財一切」ではだめ、P I 335；場所・種類を特定した在庫商品一切)
債権：発生原因・第三債務者・発生時期・金額(百Ⅱ27=PⅡ97)
※動産・債権譲渡特例法は2004年改正で第三債務者が不特定でもよいとした。
- ・特別の要件②(消極要件)：あまりに広範で設定者や他の債権者に不当な不利益を与えないこと⇒違反すれば90条違反で無効(百Ⅱ27=PⅡ97)
もっとも、通常の営業の範囲内で設定者に処分権限があれば設定者の自由は過度に制約されない(PⅡ98；11社に対するふとんの既発生代金債権と将来債権の一括譲渡予約について、予約完結まで債権の取立てや差押えが可能であるとして90条違反を否定)

2 設定者の処分権限

- ・設定契約時の処分権限は不要：将来物・将来債権も可
⇒設定者の権利取得時に譲渡担保権が成立。無権限者の設定は単体の譲渡担保権と同じ扱い

III 流動財産譲渡担保権の対抗要件

- Q10-05** 流動財産譲渡担保に適合的な第三者対抗要件は何か。

- ・動産：集合物自体の占有改定（178条）または動産譲渡登記（動産債権譲渡特例3条1項）
- ・債権：確定日付ある証書による通知もしくは承諾（478条）または債権譲渡登記（動産債権譲渡特例4条1項）；第三債務者が不特定でも譲渡対象を特定すれば登記は可能
- ・将来債権の発生前の譲渡時点で対抗要件具備可（最判昭53・12・15判時916号25頁）
⇒譲渡対象債権が国税の法定納期限後に生じてもそれ以前に対抗力を備えていれば債権譲渡担保が優先（P I 390）
- ・取立権留保・付与を伴う債権譲渡通知も有効（百 I 99=P II 99）
- ・債権譲渡予約に対抗要件を備えても対抗力なし（P II 100）←債権の帰属に変更なし
※債権譲渡登記のみを備えて登記事項証明書を添えた通知をするか第三債務者が承諾してくれないと履行請求はできない（動産債権譲渡特例4条2項）；それまで取立権留保と同結果

IV 流動財産譲渡担保権の効力

Q10-06 設定者は譲渡担保設定後に対象財産を処分することができるか。設定者が権限外の処分をした場合、処分の効力はどうか。

1 対象財産権についての設定者の処分とその効力

- ・通常の営業の範囲内の処分は確定的に有効（百 I 98=P I 374：ブリハマチ事件）
- 例 在庫品売却、売掛代金債権の取立て←処分授権
買主は物の所有権を承継取得、第三債務者の弁済は有効
- ・問題の処分が通常の営業の範囲内か否かは契約の趣旨による。代物弁済・担保提供は範囲外が原則、在庫一掃セール・債権取立ては合理的なら範囲内となろう
- ・通常の営業の範囲外の処分：善意取得（192条）や表見的受領権者への弁済（478条）により有効となりうる。後順位の譲渡担保権は即時取得できず実行できない（百 I 98=P I 374）

2 私的実行による優先弁済権の実現

- ・流動財産譲渡担保では、通知による対象の**固定化**が実行前に必要
- ・共通の効果：流動性喪失・対象確定⇒以後の流入財産には譲渡担保権は及ばない
動産：対象物の引渡請求
債権：設定者への取立委任（取立権留保）の終了
- ・対象物滅失の場合、設定者の廃業後は、損害保険金請求権への物上代位が可能（最判平22・12・2民集64巻8号1990頁）

3 第三者との関係

※上記1にほとんどを吸収してまとめたので、動産売買先取特権との優劣のみに触れる

Q10-07 Aは債務の担保として、特定の倉庫中の商品全部をXに譲渡し、占有改定による引渡しをした。次いで、Aは、Yから代金後払で動産甲の引渡しを受け、上記倉庫に搬入した。Aが代金を支払わないため、Yは、動産売買先取特権に基づいて甲を差し押さえた。Xは、第三者異議の訴え（民執38条）によりYの差押えを排除できるか。

- ・判例：333条により動産売買先取特権は消滅⇒譲渡担保権者の勝ち（P I 335）
←→有力説：動産質権と動産売買先取特権の順位に関する334条・330条を類推適用
⇒譲渡担保が優先するのが原則だが（330条1項の1号が3号に優先）、譲渡担保権者が先取特権があることを知っているので先取特権が優先（同条2項）

V 流動財産譲渡担保権の消滅

- ・集合体の構成要素がなくなっても譲渡担保権は不消滅→その後補充された対象に及ぶ

【所有権留保】（375-388頁）

Q10-08 所有権留保と譲渡担保の異同（類似点1つ、相違点2つ）を指摘しなさい。

I 所有権留保の意義と機能

- ・留保した所有権による代金債権の担保：売主先履行の売買の制約（留置権・同時履行の抗弁権は利用不能）および動産売買先取特権の弱点（実行手続や333条など）に対応
- ・譲渡担保に類似（権利（不）移転的構成と担保権的構成の対立）
- ・過剰担保や清算の問題は小←対象物と被担保債権の強い関連性

II 所有権留保の成立要件と対抗要件

- ・担保設定契約はなく、所有権移転時期の特約のみ（割販7条は特約の存在を推定）
- ・被担保債権＝代金債権＋違約金など（割販6条の制約も参照）
- ・不要←物権「変動」でない
※もっとも、立替払をした信販会社が所有権留保を主張するには民事再生手続開始前の対抗要件具備が必要との判例（最判平22・6・4民集64巻4号1107頁）が登場

III 所有権留保の効力

1 対象物の利用関係

- ・対象物の利用は、権利不移転構成では売買契約により、担保権的構成では所有権または物権的期待権によるが、いずれにせよ特約で制限される。

2 優先弁済権と実行方法

- ・買主の債務不履行が実行の要件。期限の利益喪失条項が多用される。
- ・実行：対象物を取り戻して評価清算（帰属清算）、または転売して清算（処分清算）
- ・清算義務と同時履行の抗弁権・留置権があるが、清算金なしも少なくない←使用減価
- ・対象物の引揚げ（解除の要否は意見対立）の自力救済は禁止→訴訟手続と仮処分

3 第三者との関係 ※もっぱら買主側の第三者との関係。動産譲渡担保とほぼ同じ

(1) 所有権留保売主の所有者としての責任（省略予定）

- ・「自動車の購入代金を立替払いした信販会社が、立替金債務の担保のためにその自動車の所有権を留保した場合において、契約上、期限の利益喪失による弁済期到来後には買主から引渡しを受け、これを売却して残債務の弁済に充てることができる」とされていたときは、留保所有権者は、弁済期到来後には、第三者の不動産上に放置されている自動車の撤去義務を負う」（百I100）

(2) 買主から転得した第三者との関係

Q10-09 Q10-07の事例において、YがAとの売買契約において所有権留保の特約をし、Aの代金不払を理由に甲を引き揚げたとすると、所有権留保の事実を知らなかったXは、Yに甲の返還を請求することができるか。

Q10-10 Xが所有権留保特約を付して自動車甲をAに販売し、AがYに転売することに協力した。Yは代金全額を支払って甲の引渡しを受けたが、Aが倒産してXへの代金が払われなかった。甲の登録名義人であるXは、Yに対して、所有権に基づいて、甲の返還を請求することができるか。

所有権的構成

善意取得成立なら第三者は所有権取得；不成立なら、留保所有権者は返還請求可能（最判昭42・4・27判時492号55頁；同業者の過失認定）

担保権的構成

善意取得成立なら第三者は所有権取得；不成立でも、第三者は所有権留保という担保権の制約付の所有権を取得（物上保証人的地位）

★転売を予定した商品の所有権留保（流通過程における所有権留保）

判例（百I⁶100=P I 392）：Q10-10のケースで、返還請求を権利濫用（1条3項）で否定
←→転買主保護が不十分（登記・登録請求不可）、限界が不明

学説 転売授權説が有力

(3) 買主の債権者との関係

(a) 買主の債権者の差押え

判例 所有権的構成→**第三者異議**（民執38条、P I 391）

通説 担保権的構成→**優先弁済のみ**（方法は譲渡担保同様分かれる）

(b) 買主の倒産

判例 所有権的構成→破産・民事再生：**取戻権**（破62条、民再52条）？

※会社更生の場合は譲渡担保に関する最判昭41・4・28民巻20巻4号900頁と同様更生担保権となろうし、破産・民事再生でもすでに別除権とする判例・裁判例が多数

通説 担保権的構成→破産・民事再生：**別除権**（破65条、民再53条）、会社更生：**更生担保権**（会更2条10項）

IV所有権留保の消滅

- ・代金完済で所有権が移転（または留保所有権という担保物権が消滅）